

板橋区ソフトテニス連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本会はその名称を板橋区ソフトテニス連盟という
- 第2条 本会は板橋区体育協会に所属し、東京都ソフトテニス連盟の板橋支部をかねる
- 第3条 本会は事務所を原則として理事長宅に置く

第2章 目的と事業

- 第4条 本会はソフトテニスの普及発展と競技力向上及び会員の親睦を図ることを目的とする
- 第5条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う
- イ) ソフトテニス各大会及び対抗試合の実施、後援又は協賛
 - ロ) ソフトテニスの普及、強化の対する指導、講習会の実施又は協力
 - ハ) 他団体との連絡協議
 - ニ) その他大会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第6条 本会の会員は次のとおりとする
- イ) 正会員
(区内に所在する団体として加盟手続きを終わったもの)
 - ロ) 賛助会員
(本会の目的に賛同し所定の会費を納めたるもの)
- 第7条 新しく正会員になるには所定の加盟申込書の会費を添えて申し込みをなすと同時に部員の登録を行うものとする
- 第8条 会員は次のことに変更があった場合速やかに報告するものとする
- イ) 名称
 - ロ) 住所
 - ハ) 代表者又は連絡責任者
 - ニ) 部員
 - ホ) その他必要と認められる事項
- 第9条 会員は次の場合には退会したものとみなす
- イ) 会員より申し出があったとき
 - ロ) 会費を2年間滞納し納入の意思なきとき

第4章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く
- イ) 会長 1名
 - ロ) 副会長 若干名
 - ハ) 理事長 1名
 - ニ) 副理事長 若干名
 - ホ) 理事 若干名
 - ヘ) 会計 若干名
 - ト) 監事 2名

第 1 1 条 会長及び副会長は総会の決議によって決する

第 1 2 条 理事及び監事は会員の中から総会において推薦し会長が委嘱する
理事の互選により理事長 1 名、副理事長若干名を定め会長が委嘱する

第 1 3 条 理事長は会長の命を受け会務を執行する
副理事長は理事長を補佐し理事長に事故ある時はその職務を代行する
理事は理事会を組織し事業の執行をはかる
会計は本会の会費、事業にかかわる会計事務を処理する
監事は会計を監査する

第 1 4 条 役員任期は 2 年とする、但し再任を妨げない

第 1 5 条 役員任期満了の場合といえども、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない

第 1 6 条 本会に顧問を置く
顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する
顧問は重要な事項について会長の諮問を応じる

第 5 章 会 議

第 1 7 条 総会は毎年 1 回定時に会長が召集する
但し、会長が必要ありと認めた時は臨時に召集する事が出来る、議長は会長が務める

第 1 8 条 総会は各会員より代表 1 名を以て構成する

第 1 9 条 総会においては本会の収支、事務報告ならびに計画の承認と役員推薦、規約の改正、その他重要な事項を審議決定する

第 2 0 条 総会は会員の過半数以上（委任状）の出席がなければ成立する事ができない

第 2 1 条 総会の議事は出席会員の過半数の同意を以てこれを決する、可否同数の時は議長がこれを決する

第 6 章 会 計

第 2 2 条 本会の経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入を以て支弁する

第 2 3 条 会費は別にこれを定める

第 2 4 条 会費は毎年度はじめに所定の会費を払い込むものとする

第 2 5 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日始まり 3 月末日を以て終わる

第 7 章 附 則

第 2 6 条 本規約について定めなき事項については会長がその都度これを定める

第 2 7 条 本規約は昭和 3 0 年 4 月 8 日より実施する

本規約は平成元年 2 月 5 日改正、平成 1 8 年 2 月 1 8 日改正

令和 6 年 2 月 2 4 日改正